

令和4年第2回臨時会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年4月27日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	欠				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第2回臨時会第1日目を宣告（14：09）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
6 番	加 藤 康 幸
7 番	赤 松 紀 幸

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	ふるさと創生課長	井 上 靖
副 町 長	八十島 温 夫	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	農 林 振 興 課 長	小 西 亨

議 長	<p>ただいまから、令和4年第2回松野町議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(14:09)</p>
議 長	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは、議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また本日午前中には、議長さん、副議長さんにも御出席をいただき、国立公園滑床溪谷で山開きを挙行させていただきました。滑床溪谷は、今正に輝くような新緑で彩られていまして、これからの大型連休には、多くの観光客が自然の癒しを求めて、滑床溪谷を訪れていただくものと予測をしております。</p> <p>一方で、やはり気になるのが新型コロナウイルス感染症の状況であります。本町でも散発的に感染者の確認が続いております。引き続き、慎重な感染拡大防止対策を継続していかなければなりませんけれども、同時に、徐々に社会経済活動を復活させる時期に来ているとも思っております。町民お1人お1人に、大変難しい御判断を求めることになりますが、議員各位におかれましては、感染拡大防止と経済活動再開の両立を図る日常生活の規範を示していただきますよう、お願いを申し上げます。</p> <p>さて、新年度に入り、早くも1ヶ月が過ぎようとしております。3月定例議会で御説明し、御承認いただいた令和4年度の業務計画、当初予算を町民の皆様との協働で、迅速かつ的確に進めて参る所存であります。状況に応じて、議会にも御報告、御相談を差し上げ、御意見、御指導をちょうだいしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p>

	<p>今期臨時会に御提案申し上げます案件は、条例改正に係る専決処分 の承認 2 件、動産の買入れに関する議案 1 件、財産の取得に関する議 案 2 件であります。</p> <p>議案の詳細につきましては後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、 何とぞよろしく御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上 げまして、議会招集の御挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、今期臨時会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期臨時会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は 5 件であって、この議案番号、件名の詳細は、 お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりで す。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、本日の会議に出 席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議 長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (14:13)</p> <p>日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、6 番加藤 康幸議員、7 番赤松紀幸議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。</p>

議 長	<p>日程第3 承認第3号「専決処分の承認について（松野町税条例等の一部を改正する条例）」及び、日程第4 承認第4号「専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは承認第3号及び第4号の「専決処分の承認について」は、法改正に伴う、松野町税条例の一部を改正する条例及び松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることにより、関係する条例を一部改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。</p> <p>令和4年度の税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様な利害関係者に配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化することとされております。</p> <p>また、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルの観点から、住宅ローン控除等の見直しを行い、加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置については、激変緩和措置を講ずるものとし、国民健康保険税については、基礎課税額に係る課税限度額の引上げの見直しを行う内容となっております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>

議	長	<p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第3号及び承認第4号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第3号及び承認第4号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第3号「専決処分の承認について(松野町税条例等の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第4号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第4号「専決処分の承認について(松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第5 議案第54号「動産の買入れについて」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第54号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、株式会社松野町農林公社のアグリレスキュー事業のうち、近年作業受託が増加している稲刈り作業につきまして、作業に必要なコンバインを追加購入するものであります。 購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。 契約の相手方は、昨日4月26日に指名競争入札を執行いたしました結果、松野町大字延野々1450番地、株式会社山崎農機代表取締役山崎匡氏となり、契約金額は消費税込みで711万7千円、納入期限は令和4年7月29日としております。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。

議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第54号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第54号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第54号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第54号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第6 議案第55号「財産の取得について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは議案第55号「財産の取得について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、まちなか交流拠点施設を整備するにあたり、その用途に活用する財産の取得額が議決案件となることから、地方自治法第96条</p>

	<p>第1項第8号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。</p> <p>取得する財産は、旧伊予銀行松丸支店の店舗として使用されていた家屋1棟とその敷地である土地2筆であります。</p> <p>なお、契約相手方である株式会社伊予銀行とは、去る4月21日に不動産売買の仮契約を締結しており、取得価格は1千262万円としております。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第55号は、即決したいと思います。</p>
議 長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第55号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第55号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>

議	長	起立全員です。
		したがって、議案第55号「財産の取得について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第7 議案第56号「財産の取得について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第56号「財産の取得について」提案理由を御説明申し上げます。
		本案は、移住者が入居する町営住宅を整備するにあたり、その用途に活用する財産の取得価格が議決案件となることから、地方自治法第96条第1項第8号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。
		取得する財産は、旧伊予銀行松丸支店の社宅として使用されていた家屋4棟とその敷地である土地5筆であります。
		なお、契約相手方である株式会社伊予銀行とは、去る4月21日に不動産売買の仮契約を締結しており、取得価格は1千69万円としております。
		よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから本案に対する質疑を行います。
5番	森岡	「議長5番」
議	長	「5番、森岡健治議員」
5番	森岡	1つお尋ねいたします。
		議案の55でもそうだったんですが56でも、ここに土地建物の売買に不動産業者が仲介、入られてると思いますが、その場合、売買契約に当たって、ここに業者から、多分3%ぐらいずつ支払うように、その手数料を、いうことになってると思うんですが、この、その費用に関しては、どう、別途予算ではめてたんでしょうか。それとも、こ

		の中に含まれてるんですか、その辺だけお願いします。
井上ふるさと創生課長		「議長」
議長	長	「井上課長」
井上ふるさと創生課長		はい。ただいまの森岡議員さんの質問にお答えいたします。
		この契約の金額の中に含まれております。
		以上です。
議長	長	これで質疑を終わります。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第56号は、即決したいと思
		います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議長	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第56号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議長	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議長	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第56号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議長	長	起立全員です。
		したがって、議案第56号「財産の取得について」は、原案のと
		おり可決することに決定しました。
議長	長	これで会議を閉じます。(14:29)
		町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思
		います。

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは、第2回臨時議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、専決処分の承認及び議決案件につきまして、慎重な審議を経て、全会一致で議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。</p> <p>審議を通じちようだいいたしました御意見につきましては、今後事務事業の執行推進に役立てさせていただきます。</p> <p>さて新型コロナウイルスへの対応につきましては、感染拡大防止と経済活動再開の両立が必要と述べさせていただきましたが、先般24日には、南予一円を会場とする「えひめ南予きずな博」が開幕し、オープニングイベント「きずなサミット」が南予文化会館で開催されました。</p> <p>このきずな博の期間中、松野町でも民間主導で、国立公園滑床溪谷でのキャニオニングやロープ木登りなどのアクティビティ、南予の食材を活用した日本バーベキュー協会公認のバーベキュー大会など、楽しいイベントが多数用意されております。今後も、各市町でイベント等も徐々に再開されていくものと思われませんが、本町でも引き続き感染防止対策の徹底を図りながら、観光交流事業に取り組んで参る所存ですので、何とぞ御理解、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>さて、役場新庁舎が完成し、旧庁舎の解体工事も完了し、これから駐車場整備や外構工事が本格化して参ります。役場を御利用の皆様、周辺住民の皆様には御不便御迷惑をおかけしており大変申し訳なく思っておりますが、夏頃には全ての工事が完了し、利便性も向上いたしますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>これから日ごとに暑さが増していく季節となります。</p> <p>議員各位におかれましては、体調を崩されませんよう御自愛され、</p>

議 長	<p>今後更なる御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会閉会の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和4年第2回松野町議会臨時会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(14:31)</p> <p>地方自治法第123条第2項の規定により署名する。</p> <p style="text-align: right;"> <u>松野町議会議長</u> <u>村尾 重利</u> </p> <p>第 1 日目 <u>松野町議会議員</u> <u>加藤 康幸</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>同</u> <u>上</u> <u>赤松 紀幸</u> </p>
--------	---